

別海町議会会議録

第2号（平成28年 6月14日）

○議事日程

日程第 1

会議録署名議員の指名

日程第 2

各議案の討論・採決

- (1) 平成28年度別海町一般会計補正予算（第1号）
（町長職務代理者副町長提出議案第50号）
- (2) 平成28年度別海町国民健康保険特別会計補正予算
（第1号）
（町長職務代理者副町長提出議案第51号）
- (3) 別海町町税条例等の一部を改正する条例の制定について
（町長職務代理者副町長提出議案第52号）
- (4) 別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の
制定について
（町長職務代理者副町長提出議案第53号）
- (5) 別海町立保育園運営委員会条例の一部を改正する条
例の制定について
（町長職務代理者副町長提出議案第54号）
- (6) 別海町社会体育施設設置条例の一部を改正する条例
の制定について
（町長職務代理者副町長提出議案第55号）
- (7) 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更
について
（町長職務代理者副町長提出議案第56号）
- (8) 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
（町長職務代理者副町長提出議案第57号）
- (9) 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
（町長職務代理者副町長提出議案第58号）
- (10) 工事請負契約の締結について（本別海へき地保育園
改築建築主体工事）
（町長職務代理者副町長提出議案第59号）
- (11) 工事請負契約の締結について（上西春別小学校校
舎・講堂改修建築主体工事）
（町長職務代理者副町長提出議案第60号）
- (12) 工事請負契約の締結について（西春別駅前団地公営

住宅改修建築工事（２号棟）

（町長職務代理者副町長提出議案第６１号）

（13）工事請負契約の締結について（旧奥行臼駅通所主屋
保存修理工事）

（町長職務代理者副町長提出議案第６２号）

（14）工事請負契約の一部変更について（根室中部３号主
要幹線改良舗装工事請負契約）

（町長職務代理者副町長提出議案第６３号）

（15）財産の取得について（消防ポンプ自動車）

（町長職務代理者副町長提出議案第６４号）

（16）財産の取得について（高規格救急自動車）

（町長職務代理者副町長提出議案第６５号）

（17）財産の取得について（生活バス）

（町長職務代理者副町長提出議案第６６号）

（18）財産の取得について（除雪グレーダー）

（町長職務代理者副町長提出議案第６７号）

（19）財産の取得について（移動図書館車両）

（町長職務代理者副町長提出議案第６８号）

（20）辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定につ
いて

（町長職務代理者副町長提出議案第６９号）

（21）別海町教育委員会委員の任命について

（町長職務代理者副町長提出同意第２号）

日程第 3 発議第 2 号 消費税増税中止を求める意見書について

日程第 4 発議第 3 号 T P P 協定の国会批准をしないことを求める意見書につ
いて

日程第 5 発議第 4 号 指定団体制度の機能を維持するよう求める意見書について

日程第 6 発議第 5 号 T P P 協定に関する意見書について

日程第 7 議員派遣の件

日程第 8 委員会の閉会中の継続調査の件

○会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 各議案の討論・採決

（１）平成２８年度別海町一般会計補正予算（第１号）

（町長職務代理者副町長提出議案第５０号）

（２）平成２８年度別海町国民健康保険特別会計補正予算
（第１号）

（町長職務代理者副町長提出議案第５１号）

（３）別海町町税条例等の一部を改正する条例の制定につ
いて

（町長職務代理者副町長提出議案第５２号）

- (4) 別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の
制定について
(町長職務代理者副町長提出議案第53号)
- (5) 別海町立保育園運営委員会条例の一部を改正する条
例の制定について
(町長職務代理者副町長提出議案第54号)
- (6) 別海町社会体育施設設置条例の一部を改正する条例
の制定について
(町長職務代理者副町長提出議案第55号)
- (7) 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更
について
(町長職務代理者副町長提出議案第56号)
- (8) 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
(町長職務代理者副町長提出議案第57号)
- (9) 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
(町長職務代理者副町長提出議案第58号)
- (10) 工事請負契約の締結について (本別海へき地保育園
改築建築主体工事)
(町長職務代理者副町長提出議案第59号)
- (11) 工事請負契約の締結について (上西春別小学校校
舎・講堂改修建築主体工事)
(町長職務代理者副町長提出議案第60号)
- (12) 工事請負契約の締結について (西春別駅前団地公営
住宅改修建築工事 (2号棟))
(町長職務代理者副町長提出議案第61号)
- (13) 工事請負契約の締結について (旧奥行臼駅通所主屋
保存修理工事)
(町長職務代理者副町長提出議案第62号)
- (14) 工事請負契約の一部変更について (根室中部3号主
要幹線改良舗装工事請負契約)
(町長職務代理者副町長提出議案第63号)
- (15) 財産の取得について (消防ポンプ自動車)
(町長職務代理者副町長提出議案第64号)
- (16) 財産の取得について (高規格救急自動車)
(町長職務代理者副町長提出議案第65号)
- (17) 財産の取得について (生活バス)
(町長職務代理者副町長提出議案第66号)
- (18) 財産の取得について (除雪グレーダー)
(町長職務代理者副町長提出議案第67号)
- (19) 財産の取得について (移動図書館車両)
(町長職務代理者副町長提出議案第68号)
- (20) 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定につい

て

(町長職務代理者副町長提出議案第69号)

(21) 別海町教育委員会委員の任命について

(町長職務代理者副町長提出同意第2号)

日程第	3	発議第	2号	消費税増税中止を求める意見書について
日程第	4	発議第	3号	T P P協定の国会批准をしないことを求める意見書について
日程第	5	発議第	4号	指定団体制度の機能を維持するよう求める意見書について
日程第	6	発議第	5号	T P P協定に関する意見書について
日程第	7			議員派遣の件
日程第	8			委員会の閉会中の継続調査の件

○出席議員 (16名)

1番	小	椋	哲也	2番	外	山	浩司
3番	大	内	省吾	4番	木	嶋	悦寛
5番	松	壽	孝雄	6番	森	本	一夫
7番	今	西	和雄	8番	西	原	浩
9番	沓	澤	昌廣	10番	小	林	敏之
11番	瀧	川	榮子	12番	戸	田	憲悦
13番	中	村	忠士	14番	渡	邊	政吉
副議長	15番	佐	藤初雄	議長	16番	松	原政勝

○欠席議員 (0名)

○出席説明員

別海町長職務代理者

副町長 佐藤次春
教育長 真籠毅
福祉部長 河嶋田鶴枝
建設水道部長 宮越正人
病院事務長 大槻祐二
監査委員事務局長 佐藤敏
総務部次長 浦山吉人
建設水道部次長 金田秀幸
総務課長 浦山吉人
財政課長 阿部美幸
防災交通課長 宮本栄一
介護支援課長 今野健一
農政課長 門脇芳則
商工観光課長 川畑智明
事業課長 金田秀幸
上下水道課長 小島実

総務部長 竹中仁
産業振興部長 佐藤則夫
教育部長 中谷隆弘
会計管理者 田保圭乙
農委事務局長 山崎茂
福祉部次長 荒木英二
教育部次長 下地哲
総合政策課長 佐々木栄典
税務課長 中村公一
福祉課長 山田一志
町民課長 青柳茂
水産みどり課長 干場富夫
管理課長 伊藤一成
事業課技術長 山岸英一
学務課長 入倉伸顕

生涯学習課長 下 地 哲 図書館長 千 葉 宏

○議会事務局出席職員

事務局 長 登 藤 和 哉 主 幹 田 畑 直 樹

○会議録署名議員

1 0 番 小 林 敏 之

1 1 番 瀧 川 榮 子

1 2 番 戸 田 憲 悦

◎開議宣告

○議長（松原政勝君） おはようございます。

ただいまから、2日目の会議を開きます。

ただいま出席している議員は、16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（松原政勝君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定により、議長において指名いたします。

10番小林議員、11番瀧川議員、12番戸田議員、以上3名を指名いたします。

◎日程第2 各議案の討論・採決

○議長（松原政勝君） 日程第2 各議案の討論、採決を行います。

初めに、議案第50号平成28年度別海町一般会計補正予算の討論に入ります。
討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

議案第51号平成28年の別海町国民健康保険特別会計補正予算の討論に入ります。
討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

議案第52号別海町町税条例等の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。
討論ありませんか。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

議案第53号別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

議案第54号別海町立保育園運営委員会条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

議案第55号別海町社会体育施設設置条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

議案第56号北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についての討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

議案第57号北海道市町村総合事務組合規約の変更についての討論に入ります。
討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

議案第58号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についての討論に入ります。
討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

議案第59号工事請負契約の締結について（本別海へき地保育園改築建築主体工事）の
討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

議案第60号工事請負契約の締結について（上西春別小学校校舎・講堂改修建築主体工
事）の討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

議案第61号工事請負契約の締結について（西春別駅前団地公営住宅改修建築工事（2
号棟））の討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

議案第62号工事請負契約の締結について（旧奥行臼駅通所主屋保存修理工事）の討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

議案第63号工事請負契約の一部変更について（根室中部3号主要幹線改良舗装工事請負契約）の討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

議案第64号財産の取得について（消防ポンプ自動車）の討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

議案第65号財産の取得について（高規格救急自動車）の討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 5 号は原案のとおり可決されました。

議案第 6 6 号財産の取得について（生活バス）の討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 6 号は原案のとおり可決されました。

議案第 6 7 号財産の取得について（除雪グレーダー）の討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 7 号は原案のとおり可決されました。

議案第 6 8 号財産の取得について（移動図書館車両）の討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 8 号は原案のとおり可決されました。

議案第 6 9 号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 9 号は原案のとおり可決されました。

同意第 2 号別海町教育委員会委員の任命についての討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第2号は原案のとおり同意することに決定されました。

◎委員会付託省略の議決

○議長（松原政勝君） ここでお諮りします。

本定例会に提出されております日程第3 発議第2号から日程第6 発議第5号までの4件については、会議規則第39条第3項の規定に基づき、委員会の付託は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第3 発議第2号から日程第6 発議第5号までの4件については、委員会の付託は省略することに決定いたしました。

◎日程第3 発議第2号

○議長（松原政勝君） 日程第3 発議第2号消費税増税中止を求める意見書についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） 消費税増税中止を求める意見書の内容について御説明申し上げます。

政府は平成元年4月、社会保障に充てることを目的として消費税3%を導入しました。

平成26年4月には消費税率を5%から8%に引き上げ、さらに10%への引き上げを平成27年10月に予定していました。

しかし、10%への引き上げについては、景気回復が図られていないとして、一時的に増税を延期。安倍首相は「景気に関わらず、必ず増税は実施する。」と声明して期日を平成29年4月に伸ばしてきたところです。

そして、今また、世界経済の悪化を理由に、来年予定の消費税増税の再延期を表明しています。

平成26年の5%から8%への消費税増税実施によって、国民は長引く不況の影響から抜け出せないまま、物価上昇、収入減、社会保障削減に苦しみ、地方の中小・零細企業は、地域経済が良い方向に向かっているという実感を持つことができないまま経過しています。

消費税の5%から8%への増税は、国民生活と日本の経済・産業に暗い影を落とし、そこからいまだ脱し切れていないというのが現状です。

財政再建は国民の負担増では解決しません。国民の暮らし・福祉の向上を最優先し、格差是正を図ることこそ求められています。

消費税8%から10%への増税は、国民の暮らし、地域経済をより困難なものとし、少子化が進む中で子育て環境を一層悪化させます。

よって、国ならびに政府においては、消費税10%への増税を一時的に延期するだけでなく、増税の実施そのものを中止するよう強く求め、本意見書を提案するものです。

発議第2号、消費税増税中止を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり別海町議会会議規則第14条、第1項及び第2項の規定により提出します。

平成28年6月14日、別海町議会議長、松原政勝殿。

提出者、別海町議会議員、瀧川榮子。

賛成者、同、中村忠士。

なお、意見書の朗読については、先ほどの提案理由と同様のため割愛いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月14日、北海道野付郡別海町議会議長、松原政勝。

意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、少子化担当大臣。

以上であります。

御審議の上、議員各位の御賛同により、御決定賜りますようお願いいたします。

○議長（松原政勝君） 発議第2号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論ありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

12番戸田議員。

○12番（戸田憲悦君） 私は、本案に反対の立場で討論いたします。

消費税が上がることは、消費不足による地元商店街等への影響も大きいものと思います。

しかし、問題もあると厳しく受けとめてもおります。

しかしながら近年は、少子高齢化が進み、社会福祉にかかわる経費が急増しており、毎年税金で足りない分の財源は、国債を発行して確保しておりますが、この額が年々増加し、今のままではさらに増加する一方でございます。

これ以上の国債の発行は、次代を担う若者に大きな負担を残すのみならず、日本経済の破綻を招きかねない状況にあることは明らかであります。

また、消費税は既に国会で承認され、国際的な公約条項でもあります。日本国として国際的信用にもかかわることでもあります。

加えて、国の消費税率は先進国の中でも低く、欧州諸国などは20%以上の国もある中で、社会保障を充実するための一定負担を国民にお願いすることはやむを得ないということと考えます。

さらに、本町の財政は、国からの交付税と財源に多くの依存をしており、国が財政の健全化を図ることは、町にとって必要条件でもあります。国の財政再建のためにも消費税の引き上げは、やむを得ないものと受けとめております。

また、消費税率を10%に引き上げる際にしまして、軽減税率の導入することが決定しております。軽減税率は食料品などの生活品の税率を低く抑え低所得者ほど税負担が重く

なる消費税の逆進性を緩和することを目的としております。低所得者だけでなく、消費の多い子育て世代を含めた中間低所得者と幅広く恩恵を及ぼすことができます。

地方分権に伴う、財源確保をはかる施策としてやむを得ないものと考えております。

以上の理由から、本意見に対して反対の立場から討論を終わります。

○議長（松原政勝君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 私は、本意見書に賛成する立場で討論をいたします。

安倍首相は消費税率10%への引き上げについて再延期する事を表明しましたが、そうせざるを得なかったのは、消費税率5%から8%への引き上げを含めたアベノミクスの失敗によって日本経済が落ち込んでしまい、そこから脱出できないことによるものであります。

2015年度の実質国内総生産で個人消費が2年連続で低下したことが明らかになりました。これは戦後初めてのことであり、異常事態であります。その原因の大きな要素が消費税の増税でした。

総務省の家計調査でも、2014年4月から家計消費支出が低迷している要因は、消費税率8%への引き上げであることを指摘しています。

アベノミクスにより格差が拡大し、貧困が広がっています。働く人の実質賃金は5年連続でマイナス。経済の土台をなす個人消費も2年連続でマイナスです。貯蓄ゼロの世帯もふえ続け、今や1,890万世帯に達しています。

そうした中で消費税の負担は、庶民にとってより重いものとなっています。

もともと所得の低い人ほど負担率の上がる消費税は、負担能力に応じて税を納めるという税の公平負担の原則から逸脱した税制であり、問題があることについては、これまで指摘をされてきたところであります。

消費税の増税は延期ではなく、きっぱりと中止すべきです。

消費税によって社会保障制度を支えるというのがこれまでの政府の決まり文句でしたが、増税するたびに医療も介護も年金も制度の縮小が続いてきました。

消費税は社会保障の充実とは関係ないところに使われているというのが実態であります。

パナマ文書が明らかにした税金逃れの実態が、多くの国民にも知られるところとなっています。タックスヘイブン、租税回避地を利用した税金逃れにメスを入れるなど、税金の集め方を改める。さらにむだな税金の使い方をなくす。

そうすれば、消費税増税も社会保障削減も必要なくなります。

政府は、そういうところにこそ力を注ぎ、消費税増税は断念すべきだということを申し上げて、本意見書に対する賛成討論といたします。

以上です。

○議長（松原政勝君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本件については、起立により採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（松原政勝君） 起立少数であります。

したがって、発議第2号は否決されました。

◎日程第4 発議第3号

○議長（松原政勝君） 日程第4 発議第3号TPP協定の国会批准をしないこと求める意見書についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

13番中村議員。

○13番（中村忠士君） TPP協定の改善をしないことを求める意見書の内容について御説明申し上げます。

TPP協定（環太平洋連携協定）は、2016年2月4日に署名を終えて、各国での批准作業に移りました。政府は、交渉過程での秘密主義に続き、大筋合意後もその全容を示さないままTPP対策費を含む補正予算を成立させ、約2,900ページとされる協定及び附属書の公表も2016年2月2日となるなど、精査のための必要な時間も与えないで国会に批准を求めようとしていました。

国会に提出した資料が、ほぼ全て黒塗りであったことは、交渉の内容・経過を国民にも国会にも明らかにしようとしめない政府の秘密主義を象徴的に表しています。

国や地域、さらには国民生活に関わる重大な協定を審議しようとする国会に対して、政府の態度はあまりにも無責任なものと言わざるを得ません。

当町議会は、昨年12月「TPP協定に関する合意内容と影響等について十分な情報公開と説明及び懸念される影響への対応を求める意見書」を全会一致で可決し、関係大臣等に送付したところですが、上記のとおり、意見書にある要請主旨が顧みられることにはなっておらず、極めて遺憾であります。

協定の内容にも重大な問題があります。

米・麦での輸入枠の拡大、牛・豚肉での関税引き下げなど重要農産物5品目全てで大幅な譲歩を行い、加えて重要5品目の3割、その他農産品では98%の関税撤廃に合意しています。さらには政府が守ったとしている重要5品目の例外も、7年後に米国など5カ国と関税撤廃について協議を行うことが義務づけられているなど、現在示されている合意は通過点に過ぎず、全農産物の関税撤廃を迫られるおそれがあります。こうした状況では国内での地域農業は立ちゆかなくなります。

その上、透明性や規制の整合性確保を理由にして、医療を初め、国民の健康や暮らしを守るさまざまな規制・制度に関わる各種審議会に参加国企業からも意見を表明できる規定さえ盛り込まれています。

TPP協定の協議と並行して行われてきた日米二国間協議では、米国からの規制緩和の要求を担当省庁が窓口となって、規制改革会議に諮るという主権放棄に等しい内容にまで踏み込んでいます。

TPP協定の合意内容は、2013年の国会決議に違反するものであり、よって、国及び政府においては、日本の農林水産業、国民の利益、国民主権を守るため、TPP協定の国会批准は絶対しないよう強く求め、本意見書を提案するものであります。

発議第3号

TPP協定の国会批准をしないことを求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり別海町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成28年6月14日、別海町議会議長、松原政勝殿。

提出者、別海町議会議員、中村忠士。

賛成者、同、瀧川榮子。

なお、意見書の朗読については、先ほどの提案理由と同様のため割愛いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月14日、北海道野付郡別海町議会議長、松原政勝。

意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、TPP担当大臣。

以上であります。

御審議の上、議員各位の御賛同により、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（松原政勝君） 発議第3号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論ございませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

15番佐藤議員。

○15番（佐藤初雄君） 私は、本案に反対の立場で討論をいたします。

TPPはですね、21世紀のアジア太平洋経済圏構築により、世界のGDPの約4割、3,100兆円という巨大経済圏をカバーするものであり、TPP関連政策大綱では、これまで海外展開に踏み切れなかった中小企業等が、産業空洞化を抑え、高技術力を持った中で、地場産業、また、農林水産物等8億人という巨大事業に、打って出るのを国が全力で後押しすることが示されております。

確かに、農林水産業者から不安の声が出ていることは事実であります。重要品目を中心に意欲ある農林漁業者が、安心して経営に取り組めるよう、そして再生産が可能となる体質強化対策を図り、攻めの農林水産業への転換策、また、消費者の不安を解消するための食の安全、安心等への対応策等々も、盛り込まれております。

さらにTPP全体には、関税の削減・撤廃だけではなく、サービス、投資の自由化、知的財産、電子商取引、医療、労働、環境の記述など、幅広い分野の新しいルール構築の効果に期待と不安があるのも事実であります。

こうした中、早期に国会を開き、合意内容の12月に私たちが出しました、情報公開、そして説明及び懸念される影響への対応、さらには国が行う対策の有効性に期待をいたしまして、本案に反対するものであります。

以上であります。

○議長（松原政勝君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） 本意見書に賛成の立場から討論に参加します。

平成27年11月日本農業新聞は、全国のJA組合長を対象にアンケート行っています。

10月に大筋合意したTPP交渉で、政府が重要品目の再生産を確保する国会決議を守ったと説明していることへの受けとめについても質問し、523のJA組合長から回答を得た結果が、ことし1月4日に同新聞に掲載されました。

アンケートの送付時点では、「国会決議を守れていない」が９２％、「ぎりぎり守れた」は２％、「どちらとも言えない」は６％だったとしています。

大筋合意直後の重要なアンケート結果だと言えます。

平成２３年４月のＴＰＰ交渉参加に関する件の国会決議では、聖域なき関税撤廃が前提ではないと確認したとしても、その確認がどのように確保されていくのか、具体的な内容が明らかにされず、幅広い国民の合意形成がされている状況ではないことから提出されたものです。

決議の８項目には、地域経済や命に直結する多くの内容が含まれ、農林水産分野の重要５品目など、聖域の確保を最優先し、それが確保できないと判断した場合は、脱退も辞さないとする 것과協調しています。

しかし、意見書にあるとおり重要農産物５品目は大幅な譲歩がなされました。

決議では、国民への十分な情報提供という文言がありますが、野党国会議員が求めた資料提供に対して出されたのは、表題のほかは黒塗りの文書でした。

対外的に譲歩し、自国の中では秘密では納得できるものではありません。

よって、本意見書に賛成します。

○議長（松原政勝君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本件については、起立により採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（松原政勝君） 起立少数であります。

したがって、発議第３号は否決されました。

◎日程第５ 発議第４号

○議長（松原政勝君） 日程第５ 発議第４号指定団体制度の機能を維持するよう求める意見書についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

８番西原議員。

○８番（西原 浩君） 指定団体制度の機能を維持するよう求める意見書の内容について御説明申し上げます。

別海町は、全国一位の生乳生産量を誇り、全国生乳生産量の６％、東京都民が一年間に消費する量に匹敵する生乳を生産しており、乳業メーカーが国民に対し、安全・安心な牛乳・乳製品を安定的に供給するための重要な役割と責任を担っています。

しかし、近年は当町においても酪農生産基盤の弱体化が危惧されており、今後も乳業メーカーが安定的に全国へ牛乳・乳製品を供給していくためには、当町の酪農家が安定して生乳生産に取り組める環境が必要です。

また、生乳は毎日生産される一方、腐敗しやすく貯蔵性がないなどといった特性から、短時間のうちに乳業メーカーに引き取ってもらう必要がありますが、酪農家自ら需要に合わせて個別に出荷することは困難な場合が多く、この広大な当町の地理条件において、低コストで迅速かつ安定的に供給していくためには、様々な輸送手段を確保しながら乳業者

に販売していくことが求められます。

当町において、この制度が果たす機能は、各酪農家に代わる乳業メーカーとの乳価交渉を初め、広域的販売ルートの確立による安定的な生乳流通を可能とし、生産された生乳は廃棄することなく販売し、併せて広域的・効率的な輸送体制の確立によるコストを抑えた一元集荷などは、生乳生産者にとって、これからも安心して酪農経営を持続していくためには必要不可欠なものであります。

当初、制度廃止を提案していた規制改革会議が、5月19日に廃止案を撤回し、「指定団体制度の是非」や「現行の補給金の交付対象のあり方を含めた抜本的改革について検討」と議論を先送りし、今年秋までに結論を出す期限を設けたが、撤回をしたとはいえ、一度、制度廃止を提案したことは、当町の生乳生産者のみならず、酪農業に携わる多くの町民に混乱と不安を与えたことなどから、本意見書を提案するものであります。

発議第4号、指定団体制度の機能を維持するよう求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり別海町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成28年6月14日、別海町議会議長、松原政勝殿。

提出者、別海町議会議員、西原浩。

賛成者、同、松壽孝雄、同、佐藤初雄、同、戸田憲悦、同、沓澤昌廣。

国においては、次のことを強く求める。

指定団体制度による生乳の一元集荷・多元販売は、乳業メーカーとの価格交渉の手間が省け、乳価が安定しており、合理的な輸送体制の構築により輸送経費の削減等につながっていることは、生乳生産者にとって最も安定的で合理性のある販売委託であることから、現行の指定団体制度の機能を維持すること。

生乳は毎日生産される一方、腐敗しやすく貯蔵性がないという特性から、日々の需給変動に応じ、迅速かつ安定的に需要者・消費者に対し、牛乳・乳製品を供給していくためには、全道での広域における一体的な需給調整が必要不可欠であることから、この機能を果たす指定団体制度の機能を維持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月14日、北海道野付郡別海町議会議長、松原政勝。

意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣。

以上であります。

御審議の上、議員各位の御賛同により御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（松原政勝君） 発議第4号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 発議第5号

○議長（松原政勝君） 日程第6 発議第5号TPP協定に関する意見書についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

8番西原議員。

○8番（西原 浩君） TPP協定に関する意見書の内容について御説明申し上げます。

環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉は、平成27年10月5日米国アトランタで開催された閣僚会合において大筋合意に至り、平成28年2月4日にはニュージーランドにおいて、参加12カ国により協定文書への署名が行われました。

しかし、国は農業者の不安を取り除くための説明会を全国で展開していますが、未だ農業者の不安払拭には至っていないのが現状であります。

特に、本町の基幹産業である農林水産業関係者からは、TPP協定に関する懸念や将来の経営に対する不安の声が上がっています。

また、関税撤廃等による輸入増加が想定される中、輸入食品の安全性は確保されるのか、町民は大きな不安を抱えています。

政府は、「総合的なTPP関連政策大綱」を策定し、一定の対策を講じるとともに、発効した場合の影響を試算していますが、農業分野は元より食の安全・安心等、国民のTPPに関する懸念事項も含め、協定内容に関して慎重な分析が必要であります。

別海町民は、農業の担い手が将来にわたり、意欲と希望を持って営農を継続できるとともに、北海道の地域経済・社会及び国民の暮らしがTPPによって脅かされることがないように取り組むこととし、国においては、TPPに関する特段の措置を講じるよう強く要望し、本意見書を提案するものであります。

発議第5号、TPP協定に関する意見書。

上記の議案を、別紙のとおり別海町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成28年6月14日、別海町議会議長、松原政勝殿。

提出者、別海町議会議員、西原浩。

賛成者、同、松壽孝雄、同、佐藤初雄、同、戸田憲悦、同、沓澤昌廣。

国においては、次の事項について、特段の措置を講じるよう強く要望する。

TPP協定内容について、これまで以上に丁寧な情報提供を行うこと。

地方の基幹産業である農林水産業への影響が及ばないよう、万全な対策を速やかに実行すること。また、農林水産業の体質強化を念頭に、中長期的な対策を講じること。

消費者の不安を解消するため、食の安全・安心を確保する万全の対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月14日、北海道野付郡別海町議会議長、松原政勝。

意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、厚生労働大臣、農

林水産大臣、内閣官房長官、内閣府特命（経済財政政策）担当大臣、ＴＰＰ担当大臣。

以上であります。

御審議の上、議員各位の御賛同により、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（松原政勝君） 発議第５号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

１３番中村議員。

○１３番（中村忠士君） 肝心な点で確認したいことがありますのでお聞きをします。

この意見書についてはですね、読む限り、ＴＰＰ協定に関する国会の批准が前提になって、批准されるということを前提にして組み立てられているのではないかというふうに思うわけですが、その点、国会で批准が通ってしまうのだということを前提にしたものになってはいないかという点を、１点確認したいということであります。

それから２点目なのですが、この意見書案のですね、前提となっていることに関して、もう１点質問があるのですが、それは国会決議が守られているという前提に立っての意見書なのか、あるいは国会決議に関しては守られていないということが前提になっての意見書なのか、そこら辺の確認をしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（松原政勝君） ８番西原議員。

○８番（西原 浩君） ただいまの質問にお答えいたします。

１点目、批准を前提にしているのかという御質問でございます。

この意見書を作成するに当たっては、基幹産業である当町のＪＡの決議文、それから北海道の決議文等を参考にして作成しております。

そんな中で、今求められているのは国会批准の是非ではなく、いかに持続可能な酪農を守っていくのか、そして、これからも安心して生産できる体制を守っていくのか、そして、消費者に安全・安心な生産物を、生産できる体制を整えていくのかということが非常に求められていると判断しております。

よって、批准を前提にしているのかという質問に対しては、そのとおりと申しますか、それを前提に、今後の現実的な対策に期待していると。そういう対策を講じることによって、日本の農業が、そして、日本の食料生産が継続的にいけるといふふうに考えているところでございます。

２点目、国会決議が守られているのかという質問でございます。

このことに関しましても、国の中での、まだまだ説明は不十分な部分がございますけれども、前提として国会決議は守られているというふうに判断しております。

そして、その理由でございますけれども、確かに５品目の関税の撤廃のパーセントは上がっておりますけれども、その中身については、今、輸入と競合しないものといえますか、現実的にタリフラインの項目が、現在、生産されていないものというものを考慮して譲歩した、交渉したというふうに理解しておりますので、国会決議は守られているというふうに判断しているところでございます。

以上です。

○議長（松原政勝君） １３番中村議員、よろしいでしょうか。

１３番中村議員。

○１３番（中村忠士君） お答えになったことについては、ほぼ明確にお答えになってい

るのではないかというふうに思いますので、そのことはお聞きをしました。

ただですね、国会決議が守られているかという問題につきまして、とりわけ重要なのは、この国会決議の中にはですね、農林水産物の重要品目について、引き続き再生産可能となるよう除外、または再協議の対象とすること、というふうに明確に言っているのですよね。

これは除外されていないというのは、もう誰の目から見ても明らかです。

それから再協議の対象とすることもされなかったということが事実としてあるわけですよ。

だから、そういう点について、それに目をつぶって国会決議が守られたとするということをおっしゃったわけですけども、そういう点について、もう少し認識をお聞きできればと思います。

以上です。

○議長（松原政勝君） 8番西原議員。

○8番（西原 浩君） 国会決議、今、中村議員がおっしゃられましたように再生産可能にならない場合は除外するというのでございます。

どういう判断かといいますと、総合的なT P P関連施策大綱、これを、対策を行うことによって、再生産可能になるという判断で、国会決議が守られているというふうに判断したというのが理由でございます。

以上です。

○議長（松原政勝君） 中村議員、よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論ありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 非常に残念であります。

書いてある中身についてはですね、賛成できる部分があるわけですけども、国会批准を前提にして、もう既に国会批准はされるのだということが前提になってる意見書だというお答えでしたので、大変残念でありますけれども、そういうことが前提になっている意見書に賛成するわけには私自身はいかないと。

私自身を裏切ることになるし、国民を裏切ることになるというふうに私は考えますので、反対するということであります。

○議長（松原政勝君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

5番松壽議員。

○5番（松壽孝雄君） 私は、本案に賛成の立場で討論いたします。

本件については、本町の酪農家が将来にわたって営農に取り組めるよう、農業政策の確立と地域経済を守る観点からの情報提供や万全な対策、及び消費者の不安を解消するための措置を講ずることを要望しております。

したがって、国はこれまで以上に一定の対策を講じることはもちろんであります、懸案事項の規則を行うこと、さらには国益に十分配慮し、慎重に進めることを期待する見地

から、賛成討論とするものであります。

以上申し上げて、賛成討論を終わります。

○議長（松原政勝君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本件については、起立により採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（松原政勝君） 起立多数であります。

したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議員派遣の件

○議長（松原政勝君） 日程第7 議員派遣の件を議題といたします。

内容については、お手元に配付のとおりであります。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付のとおり派遣することに決定いたしました。

◎日程第8 委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（松原政勝君） 次に、日程第10 委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

各委員長から委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査することに決定いたしました。

◎閉会宣告

○議長（松原政勝君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成28年第2回別海町議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時57分

◎別海町長職務代理者別海町副町長挨拶

○議長（松原政勝君） 別海町長職務代理者別海町副町長挨拶。

○別海町長職務代理者別海町副町長（佐藤次春君） 第2回町議会定例会の閉会に当たり

まして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会には、平成２８年度各会計補正予算など、議案２０件、同意案件１件、報告案件２件を提出させていただき、全ての案件についてご決定を賜りました。心からお礼を申し上げます。

また、本定例会におきましては、水沼町長の逝去により、町長不在の中での定例会開催ということに、会期等を含めて議会側の御配慮をいただき、あわせてお礼を申し上げます。

次に、今後の日程についてですが、７月下旬に臨時議会を召集させていただく予定としております。

内容といたしましては、今のところ「工事請負契約の締結について」３件の議案提出を予定しておりますが、日程が決定次第、通知をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

また、６月２５日、２６日には、尾岱沼漁港において「第５６回えび祭り」が開催されます。

好天に恵まれ、町内外から多くの方に来場いただくことを願っておりますが、議員の皆さんにも是非御来場いただき、えび祭りを盛り上げていただければ幸いです。

さて、既に御承知のとおり、本日、別海町長選挙が告示となりました。

５日後の６月１９日が投開票日となり、６月２０日には新しい町長が就任することとなります。

これまでも申し上げますが、私たちは職員一丸となって、切れ間のない行政運営に努力を傾け、スムーズな体制移行につなげてまいりたいと考えております。

以上をもちまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。

○議長（松原政勝君） 大変御苦労さまでございました。

以上で終わります。

上記は、地方自治法第 1 2 3 条の規定により会議の次第を記載したものである。

平成 年 月 日

署 名 者

別海町議会議長

議 員

議 員

議 員